

燃ゆる感動かごしま国体さつま町協賛取扱要項

平成31年4月22日 第2回総務企画専門委員会決定

1 趣 旨

この要項は、さつま町で開催する「燃ゆる感動かごしま国体」（以下「国体」という。）について、企業等から協賛の申出があった場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

2 協賛の実施方法

- (1) 協賛は原則として国体の広報啓発又は国体運営等に要する物品等の提供又は貸与とし、燃ゆる感動かごしま国体さつま町実行委員会（以下「実行委員会」という。）が受け入れる。
- (2) 協賛の申込みは、協賛申込書（様式1）により行う。
- (3) 協賛を受け入れた場合は、協賛品受領書（様式2）を交付する。
- (4) 協賛物品等の搬入、据付、撤去等に要する費用は、原則として協賛者の負担とする。

3 協賛物品等

(1) 啓発用物品	
掲示物	看板、のぼり、ポスター、パンフレット 等
配布物	うちわ、ポケットティッシュ、クリアファイル 等
その他啓発物	テレビ、ラジオ、新聞掲載 等
(2) 町民運動用物品	
花いっぱい運動用資材	プランター、用土、種子、肥料 等
クリーンアップ運動用品	ゴミ袋、軍手、タオル 等
競技観戦応援物品	メガホン、スティックバルーン 等
(3) 開催準備用物品	
実行委員会用物品	自動車、OA機器 等
(4) 競技会用物品	
事務用物品	机、イス、パソコン、その他OA機器 等
通信連絡用物品	携帯電話、トランシーバー 等

	記録撮影用物品	ビデオ、カメラ、記録媒体 等
	救護所用物品	医薬品、衛生材料、AED 等
	服飾関係物品	スタッフジャンパー、帽子、IDカードケース 等
(5) 歓迎装飾用物品		
	歓迎装飾用物品	競技会場ウェルカムゲート、横断幕、商店街バナー 等
(6) おもてなし用物品		
	おもてなし用物品	飲料水、食物、国体参加記念品 等
(7) その他		
		実行委員会との協議による

4 協賛として取り扱わないもの

次の各号のいずれかに該当する場合は、協賛として受け入れないものとする。

- (1) 国体の趣旨に反するもの
- (2) 法令等に違反するもの及び公の秩序、又は良俗を乱す恐れがあると認められるもの
- (3) 政治活動、宗教活動に関係するものであると認められるもの
- (4) その他、実行委員会が適当でないと認めるもの

5 協賛の表示

- (1) 協賛物品等には協賛者の意向に応じ、協賛者名を表示することができる。ただし、協賛物品等に直接表示をすることが不適当な場合は、その他の方法により表示をすることができる。
- (2) 前項の規定により表示をする場合、協賛者の広告宣伝が強調されないよう留意する。ただし、既存の製品提供の場合を除く。

6 協賛への謝意

協賛を受け入れた場合は、協賛者に対し感謝状等を贈呈する。また必要に応じてホームページ等にその旨を掲載する。

7 その他

この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

【様式1】

年 月 日

協 賛 申 込 書

燃ゆる感動かごしま国体さつま町実行委員会
会 長

申込者

住 所 _____

名 称 _____ 印 _____

代 表 者 _____

さつま町で開催される燃ゆる感動かごしま国体に対し、その趣旨に賛同し、次のとおり協賛いたします。

協賛物品等名	
仕様（規格、内容等）	
数量及び単価（円）	
総額（相当額）	
協賛方法	提供 ・ 貸与
引渡し年月日	年 月 日
協賛の周知 （ホームページ等の掲載）	希望する ・ 希望しない
感謝状	必要 ・ 不要

担当者

所 属 課 _____

氏 名 _____

電 話 _____

F A X _____

【様式2】

協 賛 品 受 領 書

さつま町で開催される燃ゆる感動かごしま国体の開催趣旨にご賛同いただき、次の協賛物品を受領いたしました。

協賛物品等名	
仕様（規格、内容等）	
数量及び単価（円）	
総額（相当額）	
受領年月日	年 月 日

様

年 月 日

燃ゆる感動かごしま国体さつま町実行委員会
会 長